

国連安保理決議第1989号（仮訳）

安全保障理事会は、

決議第1267号（1999年）、第1333号（2000年）、第1363号（2001年）、第1373号（2001年）、第1390号（2002年）、第1452号（2002年）、第1455号（2003年）、第1526号（2004年）、第1566号（2004年）、第1617号（2005年）、第1624号（2005年）、第1699号（2006年）、第1730号（2006年）、第1735号（2006年）、第1822号（2008年）、第1904号（2009年）及び第1988号（2011年）並びに関連する同理事会議長声明を想起し、

あらゆる形態及び表現のテロリズムが平和と安全に対する最も深刻な脅威の一つを構成すること、並びにあらゆるテロ行為は、その動機及びいつ、誰によって行われたかに関係なく、犯罪であり、正当化されないことを再確認し、罪のない市民及びその他の犠牲者の死を引き起こし、並びに財産を破壊し、安定を大きく損なわせることを目的とした現在行われている多数の犯罪的なテロ行為に関して、アル・カーイダ及びアル・カーイダと関係を有するその他の個人、集団、企業及び団体への全面的非難を再度強調し、

テロリズムがいかなる宗教、国籍又は文明とも関連付けることはできず、また関連付けるべきではないことを再確認し、

オサマ・ビン・ラーデンがもはやテロ行為を実行できないことを指摘した2011年5月2日の安全保障理事会議長声明(S/PRST/2011/9)を想起し、

国際連合憲章並びに適用可能な国際人権法、難民法及び人道法を含む国際法に従って、テロ行為によって引き起こされる国際の平和と安全に対する脅威にあらゆる手段によって闘う必要性を再確認しつつ、この点に関し、こうした努力を主導し調整する上で国際連合が果たす重要な役割を強調し、

資金調達又は政治的譲歩を得ることを目的としたテロ集団によって行われる誘拐及び人質事件の増加に対して懸念を表明し、この問題に対処する必要性を表明し、

テロの脅威を防ぎ、弱め、孤立させ、無力化するためのすべての国家並びに国際的・地域的な機関の積極的な関与及び協力による継続的かつ包括的な取組によってのみテロリズムに打ち勝つことができることを強調し、

国際の平和と安全の維持及び回復において、国際連合憲章の下では制裁措置が一つの重要な手段であることを強調し、この点に関し、テロリストの活動との闘いにおける一つの重要な手段として、この決議の1の規定の措置の厳格な履行の必要性を強調し、

すべての加盟国に対し、決議第1267号(1999年)及び第1333号(2000年)に従って作成されたリスト(以下「統合リスト」という。)の現在の掲載に関係する追加的な情報の提供、適切な場合は削除要請の提出、並びに、この決議の1の規定の措置の対象とするべき個人、集団、企業及び団体の追加掲載に関する特定及び指名を行うことによって、統合リストの維持及び更新に積極的に参加することを要求し、

決議第1267号(1999年)に従って設置された委員会(以下「委員会」という。)に対し、この決議に示された記載に関する基準を満たさなくなった個人及び団体を即座に個別事例ごとに削除することを想起し、

この決議の1の規定の下で加盟国によって実施される措置に対する、法律上及びその他の課題を認識し、委員会の手続き及び統合リストの質の改善を歓迎し、手続きが公正で明確であることを確保するための努力を継続する意図を表明し、

決議第1822号(2008年)の25の規定に従って、統合リストに掲載されているすべての名称の見直しの成功裡の完了及び統合リストの整合性を高める重大な進展を特に歓迎し、

決議第1904号(2009年)に従ったオンブズパーソン事務所の設置及びその設置以降に事務所が果たした役割を歓迎し、公正さと透明性の向上におけるオンブズパーソンの重要な役割に留意し、オンブズパーソン事務所が、その任務に従って、効果的にその役割を遂行し続けることを確保するための安全保障理事会の確固たるコミットメントを想起し、また、2011年2月28日の安全保障理事会議長声明(S/PRST/2011/5)を想起し、

この決議の1の規定に言及された措置がその性質上予防手段であり、国内法の下に規定された刑事上の基準に依存しないことを再度強調し、

2006年9月8日の国連グローバル・テロ対策戦略(A/RES/60/288)の国連総会による2010年9月の第2回レビュー会合及び国連のテロ対策の努力における総合的な協調及び一貫性を確保するための国連テロ対策実施タスクフォース(CTITF)の創設を歓迎し、

委員会、国際刑事警察機構(INTERPOL)、国際連合薬物犯罪事務所(UNODC)(特に

技術支援及びキャパシティ・ビルディングに関して)及びその他のあらゆる国連機関の間の継続した協力を歓迎し、また国連システムのテロ対策の努力における総合的な協調及び一貫性を確保するためにCTITFへの更なる関与を奨励し、

組織犯罪、とりわけ、薬物及びその化学前駆物質の不法な生産及び取引による収益を含むテロ及びテロ組織への資金供与を防止及び抑制するための措置をとる必要性及びその目的に向けた継続した国際協力の重要性を認識し、

アル・カーイダ及びアル・カーイダと関係を有するその他の個人、集団、企業及び団体による国際の平和と安全に対する継続した脅威に対する懸念に留意し、その脅威のあらゆる側面に対処する決意を再確認し、加盟国が、リストに掲載されたタリバーン、アル・カーイダ関係の個人、団体及びその関連組織について、異なった扱いを行うとの、1267委員会への第11回報告書における同委員会モニタリング・チームの勧告に関する同委員会の討議を考慮し、

一部の事例では、決議第1988号(2011年)の3の規定にある記載に関する基準を満たす個人、集団、企業及び団体は、この決議の4の規定にある記載に関する基準も満たす場合があることに留意し、

国際連合憲章第七章の下で行動し、

措置

1. すべての国が、決議第1267号(1999年)及び第1333号(2000年)に従って作成された統合リストのセクションC(アル・カーイダと関係を有する個人)及びセクションD(アル・カーイダと関係を有する団体、その他の集団及び企業)に記載されている者、並びにこの決議の採択日以降に指定された者を含む、アル・カーイダ及びそれらと関係を有するその他の個人、集団、企業及び団体に対し、決議第1333号(2000年)の8(c)の規定及び決議第1390号(2002年)の1及び2の規定によって課された措置をとることを決定する。
 - (a) これらの個人、集団、企業及び団体の資金及びその他の金融資産又は経済資源(これらの個人、集団、企業及び団体により又はそれらを代表し若しくはそれらの指示により行動する者により、直接又は間接的に所有され又は管理される財産から生ずる資金を含む。)を遅滞なく凍結し、これらの資金及びその他の資金、金融資産又は経済資源が自国民又は自国領域内の者によって、直接又は間接にそのような者のため

に利用可能となることがないように確保すること。

- (b) これらの個人が、自国の領域に入国し又は領域を通過することを防止すること。ただし、この規定は、いかなる国に対しても自国領域内への自国民の入国を拒否すること又は自国領域からの自国民の出国を要請することを義務付けるものではなく、また、この規定は、入国又は領域の通過が司法手続きを実施するために必要である場合若しくは委員会が個別事例ごとに当該入国又は領域の通過が正当化されると決定した場合には適用されない。
 - (c) これらの個人、集団、企業及び団体に対し、自国の領域からの又は自国の領域外の自国民による若しくは自国旗船又は自国に登録された航空機の使用による、すべての種類の武器及び関連物資（武器及び弾薬、軍用の車両及び装備品、準軍用装備品並びにこれらの予備部品を含む。）並びに軍事活動に関連する技術的助言、支援又は訓練の直接又は間接の供給、販売又は移転を防止すること。
2. 決議第1988号（2011年）に従い、決議第1267号（1999年）及び第1333号（2000年）に従って設置された委員会の統合リストのセクションA（タリバーンと関係を有する個人）及びセクションB（タリバーンと関係を有する団体、その他の集団及び企業）に以前含まれていた、タリバーン及びそれらと関係を有するその他の個人、集団、企業及び団体はこの決議によって規律されないことに留意し、アル・カーイダ制裁リストがアル・カーイダと関係を有する個人、団体、集団及び企業の名称のみを含めることを決定する。
 3. 委員会に対し、決議第1988号が採択された時点で委員会において審理中であった、統合リストのすべての記掲載要請、削除要請及びセクションA（タリバーンと関係を有する個人）及びセクションB（タリバーンと関係を有する団体、その他の集団及び企業）に関係する既存の情報の更新要請を、決議第1988号に従って設置された委員会に、送付することを指示する。これにより、決議第1988号に従って設立された委員会が、決議第1988号に従って、それらの問題の検討が可能となる。
 4. ある個人、集団、企業及び団体がアル・カーイダと関係を有することを示す行為又は活動には以下が含まれることを再確認する。
 - (a) アル・カーイダによる、アル・カーイダと関係する、アル・カーイダの名の下の、アル・カーイダを代表する、又はアル・カーイダを支援する、行為又は活動の資金供与、計画、促進、準備又は実行に参画すること。

- (b) アル・カーイダに対して武器及び関連物資を供給、販売又は移転すること。
- (c) アル・カーイダのための要員採用、又はアル・カーイダ又はあらゆる下部組織、支部、分派又は派生したものの行為及び活動を支援すること。
5. さらに、アル・カーイダと関係を有する個人、集団、企業又は団体によって直接又は間接に所有又は管理される、若しくはそれらに対して支援を行う企業又は団体は、指定対象になることを再確認する。
6. 上記1(a)に定められた要件は、アル・カーイダ及びそれらと関係を有するその他の個人、集団、企業及び団体に対する支援のために使用されるすべての種類の金融及び経済資源(インターネット・ホスティング又は関連サービスの提供に使用されるものを含むが、これらに限定されない。)に対して適用されることを確認する。
7. 資金供与又は支援の方法は、麻薬及びその前駆物質の違法な耕作、生産及び取引を含む犯罪から生じる収益の使用を含むが、これらに限定されないことに留意する。
8. さらに、上記1(a)の規定に定められた要件は、アル・カーイダ制裁リストに記載される個人、集団、企業又は団体に対する身代金の支払いに対しても適用されることを確認する。
9. 加盟国は、上記1の規定に基づき凍結された口座に対し、リストに記載される個人、集団、企業又は団体のための支払いを加算することを認めることができることを決定する。ただし、そのような支払いは引き続き上記1の規定の対象であり凍結される。
10. 加盟国に対し、決議第1452号(2002年)の1及び2の規定(第1735号(2006年)により修正された規定)に言及された上記1(a)の規定における措置に対する利用可能な免除の規定を利用することを奨励し、委員会に対し、加盟国による免除の利用を促進するため委員会のガイドラインに規定された例外措置に関する手続きを見直すこと、及び免除を迅速に、透明的に、認めることを確保し続けることを指示する。
11. 委員会に対し、その他の関連する安保理制裁委員会、特に決議第1988号(2011年)に従って設置された委員会と協力することを指示する。

リストへの記載

12. すべての加盟国に対し、決議第1617号(2005年)の2の規定で言及され、上記4の

規定において再確認されているように、アル・カーイダ及びそれと関係を有する個人、集団、企業及び団体の行為及び活動に対する資金供与又は支援に手段を問わず参加している個人、集団、団体及び企業の名称を、アル・カーイダ制裁リストへの記載のために、委員会に対して提出することを奨励する。

13. アル・カーイダ制裁リストへの記載のために委員会に名称を提案する場合は、加盟国は決議第1735号(2006年)の5の規定及び決議第1822号(2008年)の12の規定に従って行動し、案件の詳細な説明を提出することを再確認し、さらに、案件の説明は当該加盟国が委員会に対して非公開として特定する部分を除いて、要請に応じて、公開可能とし、16の規定で言及されているリストへの記載理由を作成するために使用することができることを決定する。
14. 新たな指定を提案する加盟国及びこの決議の採択以前にアル・カーイダ制裁リストに含めるべき名称を提案していた加盟国は、委員会、オンブズパーソン、事務局又はモニタリング・チームが、指定要請国の立場を開示するかどうかを明示することを決定し、また、指定要請国に対し、そのような申請に積極的に応じることを強く奨励する。
15. アル・カーイダ制裁リストに含めるべき名称を委員会に提案する場合、加盟国は記載に関する標準書式を使用し、提案した名称に関する可能な限り多くの関連情報、特に個人、集団、企業及び団体の正確で明確な特定を可能にする十分な識別情報、及び、可能な範囲で、特別通知(Special Notice)を発出するためにINTERPOLが要求する情報を委員会に提供することを決定し、委員会に対し、必要に応じて、この決議の規定に従って、記載に関する標準書式を更新することを指示し、さらに、モニタリング・チームに対し、特定のための情報を改善するためにとり得る更なる手段に関して委員会に報告することを指示する。
16. モニタリング・チームの支援を受け、また、関係する指定要請国と協力して、名称が制裁リストに追加されると同時に、当該案件の記載理由を委員会のウェブサイト上で閲覧可能にする委員会による努力を歓迎し、委員会に対し、モニタリング・チームの支援を受け、また、関連する指定要請国と協力して、委員会のウェブサイト上ですべての記載者・団体の記載理由を閲覧可能にする努力を継続することを指示する。
17. 加盟国及び関係する国際機関及び団体に対し、委員会が記載の見直し又は記載理由の更新を行う場合に考慮できるようにするため、関連する裁判所の判決及び訴訟手続を委員会に提供することを奨励する。

18. 委員会のすべての構成国及びモニタリング・チームに対して、加盟国からのリストへの記載要請に関して利用可能ないかなる情報も、委員会が指定に関する決定の参考となり、かつ、16の規定で言及されているリストへの記載理由のための追加的な材料の提供に資するように、委員会と共有することを要請する。
19. 委員会は、決議第1735号(2006年)の10の規定に従って、公開後、ただし、ある名称がアル・カーイダ制裁リストに追加された後3営業日以内に、その個人あるいは団体が所在している国の代表部、及び個人の場合は当該人物の国籍国(判明している情報の範囲で)に通知することを再確認し、事務局に対し、名称がアル・カーイダ制裁リストに追加された後直ちに、リストへの記載理由を含むすべての関連する開示可能な情報を委員会のウェブサイト上で公開することを要請し、すべての国際連合の公用語で閲覧可能なリストへの記載理由を時宜を得た方法で提供することの重要性を強調する。
20. さらに、加盟国が、その国内法及び慣行に従い、時宜を得た方法で、指定された個人又は団体にその指定を通知又は通報するために、及び記載理由、関連の決議に規定されている指定の効果の説明、この決議の21の規定及び付属書Ⅱに従ってオンブズパーソンに対して申請を提出する可能性を含む削除申請の検討のための委員会の手続き、並びに利用可能な免除に関する決議第1452号(2002年)の規定をこの通知に含めるために、すべての可能な措置をとることを求めた決議第1822号(2008年)の17の規定を再確認する。

削除/オンブズパーソン

21. 決議第1904号(2009年)によって設置されたオンブズパーソン事務所の権限を、この決議の付属書Ⅱに記載されている手続きのとおり、この決議の採択の日から18か月間延長することを決定し、オンブズパーソンはアル・カーイダ制裁リストからの削除を求める個人、集団、企業及び団体からの要請を、独立の、かつ、公平な方法で、引き続き受領し、いかなる政府からも指示を求め又は受領しないことを決定し、オンブズパーソンは、オンブズパーソン事務所を通じてアル・カーイダ制裁リストからの削除を要求している個人、集団、企業及び団体の削除に関し、記載を継続する勧告又は委員会が削除を検討する勧告のいずれかについての意見及び勧告を、委員会に提出することを決定する。
22. オンブズパーソンが、付属書Ⅱに基づく削除申請に関するオンブズパーソンの包括的報告書において記載の保持を勧告する場合には、加盟国に対するこの決議の1の規

定に言及されている措置をとる要請は、当該個人、集団、企業及び団体に関し、効力を有することを決定する。

23. オンブズパーソンが委員会にリストからの削除の検討を勧告する場合には、加盟国に対するこの決議の1の規定に言及された措置をとる要請は、6(h)を含むこの決議の付属書Ⅱに従って、委員会がオンブズパーソンの包括的な報告書の検討を完了した60日後に、当該個人、集団、企業又は団体に対して終了することを決定する。ただし、委員会が、60日の期間の終了前に、コンセンサスによって、当該個人、集団、企業及び団体に関し、当該要請が効力を有することを決定する場合は除く。コンセンサスが存在しない場合、議長は、委員会メンバーの要請に基づき、当該個人、集団、企業及び団体を削除するか否かの問題を、60日以内に決定するために安保理に提出する。そのような要請がなされた場合、加盟国に対するこの決議の1の規定に言及された措置をとる要請は、当該問題が安全保障理事会によって決定されるまで、当該個人、集団、企業及び団体に関し、その期間は効力を有する。
24. 事務総長に対し、オンブズパーソン事務所の権限を効果的かつ時宜を得た方法で実行するための継続した能力を確保するために、事務所の能力を強化することを要請する。
25. 加盟国に対し、適当な場合には、関連する秘密情報の提供を含む、あらゆる関連情報をオンブズパーソンに提供することを強く促し、オンブズパーソンは、情報提供した加盟国によって付された守秘義務の制限に従わなければならないことを確認する。
26. 加盟国及び関連する国際機関及び団体が、自己の記載に対する申立てを検討している、又は既に国及び地域の裁判所を通じて申立ての手続き中である個人及び団体に対し、オンブズパーソン事務所に削除の請願を提出することとし、アル・カーイダ制裁リストからの削除を求めることを奨励するよう要請する。
27. 指定要請国が削除要請を提出する場合、加盟国に対するこの決議の1の規定に言及された措置をとる要請は、60日後に、当該個人、集団、企業及び団体に対して終了することを決定する。ただし、委員会が60日の期間の終了前にコンセンサスによって当該個人、集団、企業及び団体に関して、当該要請が効力を有することを決定した場合は除く。コンセンサスが存在しない場合、議長は、委員会メンバーの要請に基づき、当該個人、集団、企業及び団体を削除するか否かの問題を、60日以内に決定するために安保理に提出する。そのような要請がなされた場合、加盟国に対する本決議の1の規定に言及された措置をとる要請は、当該問題が安全保障理事会によって決定され

るまで、当該個人、集団、企業及び団体に関して、その期間は効力を有する。

28. 27の規定において削除要請を提出するためには、複数の指定要請国が存在する場合はすべての指定要請国の間でコンセンサスが得られなければならないことを決定し、さらに、掲載要請の共同要請国は27の規定の目的のために指定国とみなしてはならないことを決定する。
29. 指定要請国に対し、オンブズパーソンに対し削除の申立てを提出した記載されている個人及び団体に対して指定要請国であることを開示する許可をオンブズパーソンに与えることを強く促す。
30. 委員会に対し、ガイドラインに従って、関連する決議及びこの決議の4に規定された基準を満たさなくなると申し立てられた個人、集団、企業及び団体のアル・カーイダ制裁リストからの削除に関する加盟国の要請を検討する、委員会メンバーの要請に基づいて委員会の議題となる、作業を継続することを指示し、加盟国に対し、削除要請提出の理由を提供することを奨励する。
31. 各国に対し、公式に死亡が確認された個人で、特にいかなる資産も特定されなかった場合、及び存在しなくなったとされる又は存在しなくなったことが確認された団体に関する削除要請を提出することを奨励すると同時に、それらの個人又は団体に属する資産がアル・カーイダ制裁リストのその他の個人、集団、企業及び団体に移転又は分配されていないこと又は将来的に分配されないことを確保するためのすべての合理的な措置をとる。
32. 加盟国に対し、リストから削除する結果として、死亡した個人又は存在しなくなったと報告又は確認された団体の財産の凍結を解除する場合、決議第1373号(2001年)に規定された義務を想起し、特に、凍結を解除された財産がテロの目的のために使用されることを防止することを奨励する。
33. 委員会に対し、削除要請を検討する際には、委員会によって決定された指定要請国並びに居住国、国籍国、所在国、法人設立国及びその他の関連国の意見に対し適切な考慮を払うことを要請し、委員会のメンバーに対し、削除要請に異議がなされた時に削除要請に反対する理由を提供するように指示し、委員会に対し、適当な場合には、その理由を関係国や国内及び地域の裁判所及び機関と共有することを要請する。
34. 指定要請国、居住国及び国籍国を含むすべての加盟国に対し、削除の申立てに関する

る委員会の再審議に関連するすべての情報を提供し、要請に応じ、削除要請に関する意見を伝えるために委員会と会合を開催することを奨励し、さらに、委員会に対し、適当な場合には、削除の申立てに関する関連情報を有する国又は地域の機関の代表と会合を開催することを奨励する。

35. 事務局は、アル・カーイダ制裁委員会から名称が削除された後3日以内に、その居住国、国籍国及び所在国、法人設立国の代表部(判明している情報の範囲で)に通知することを確認し、そのような通知を受領する国は、その国内法及び慣行に従い、時宜を得た方法で、関係個人又は団体にリストからの削除を通知又は通報するための措置をとることを決定する。

アル・カーイダ制裁リストの見直し及び管理

36. すべての加盟国、特に指定要請国及び居住又は国籍国は、記載されている個人、集団、企業及び団体に関する追加的な特定のための情報及びその他の情報(記載されている団体、集団及び企業の活動状況、記載されている個人の活動、収監及び死亡並びにその他の重大な出来事に関する更新情報を含む)が、利用可能になった際は、補足資料と共に、委員会に提出することを奨励する。
37. モニタリング・チームに対し、課された措置の効果的な実施を確保するために必要となる特定情報を欠く記載者であるアル・カーイダ制裁リストにおける個人及び団体のリストを委員会に6か月毎に通報することを要請し、委員会に対し、それらの記載が引き続き適切であるかどうかを決定するために、見直しを指示する。
38. モニタリング・チームが、死亡したと報告されるアル・カーイダ制裁リストの個人に関するリストを、死亡証明書、並びに可能な範囲で、凍結資産の状況及び所在地及び凍結を解除されたすべての資産を受領する立場にある個人又は団体の名称のような関連情報の評価とともに、委員会に6か月毎に通報することを再確認し、委員会に対し、それらが引き続き適切であるかどうかを決定するために見直しを行うことを指示し、委員会に対し、死亡に関する信頼性のある情報がある場合に、死亡した個人の記載を削除することを要請する。
39. モニタリング・チームが、存在しなくなったと報告又は確認されたアル・カーイダ制裁リストの団体に関するリストを、あらゆる関連する情報の評価とともに、委員会に6か月毎に通報することを再確認し、委員会に対し、それらが引き続き適切であるかどうかを決定するために見直しを行うことを指示し、委員会に対し、信頼性のある情報がある

場合に、そのような記載を削除することを要請する。

40. さらに、委員会に対し、決議第1822号(2008年)の25の規定に言及された見直しの完了を踏まえ、適切でなくなった記載を特定し記載が適切であることの確認を通じて、アル・カーイダ制裁リストが可能な限り最新で正確であることを確保するために、委員会のガイドラインに規定されている手続きに照らし、指定要請国及び判明している居住国、国籍国、所在国又は法人設立国に対して、関連する名称が通報され、3年又は3年以上(3年ごとの見直し)の間、見直しがなされていないアル・カーイダ制裁リストのすべての名称の年度毎の見直しを行うことを指示し、この決議の採択日の後の、削除要請に関する委員会の検討は、この決議の付属書Ⅱに規定されている手続きに従って、決議第1822号(2008年)の26の規定に従って行われる見直しに相当すべきであることに留意する。

措置の実施

41. すべての国が上記の1の規定に規定されている措置のあらゆる側面を完全に実施する適切な手続きを特定し、必要な場合には、導入することを繰り返し述べ、決議第1617号(2005年)の7の規定を想起しつつ、すべての加盟国に対し、金融活動作業部会(FATF)のマネーロンダリングに関する40の勧告及びテロ資金対策に関する9の特別勧告において具体化された包括的な国際的な基準を履行することを強く要請し、加盟国に対し、テロ対策の標的制裁の効果的な実施に関する特別勧告Ⅲによって示されたガイダンスを利用することを奨励する。
42. 委員会に対し、アル・カーイダ制裁リストに個人及び団体を記載及び削除するため、並びに決議第1452号(2002年)を通じて免除を与えるために、公正で、明確な手続きの確保を継続することを指示し、また、委員会に対し、これらの目的を支援するために積極的な見直しの下、ガイドラインを維持することを指示する。
43. 委員会に対し、優先事項として、この決議の規定、特に10、12、14、15、17、21、23、27、28、30、33、37、及び40の規定に関してそのガイドラインを見直すことを指示する。
44. その代表部を含む加盟国及び関連する国際機関に対して、あらゆる関連する事項を深く議論するために、委員会と会合を開催することを奨励する。
45. 委員会に対し、加盟国の履行努力に関する所見を安全保障理事会に報告すること、

及び実施状況を改善するために必要な手段を特定し、勧告することを要求する。

46. 委員会に対し、上記1の規定に従った措置の不遵守の可能性のある事例を明確にし、各事例に関する適切な行動指針を決定することを指示し、議長に対し、下記55の規定に従った理事会に対する定期的報告において、この問題に関する委員会の活動に関する進捗報告を行うことを要請する。
47. すべての加盟国に対し、上記1の規定における措置の実施において、不正な旅券、偽造旅券、盗難旅券、紛失旅券及びその他の渡航文書を、その国内法及び慣行に従い、可能な限り早期に、無効にし、流通から除外することを確保し、及びそれらの文書に関する情報を、INTERPOL のデータベースを通じて、その他の加盟国と共有することを要請する。
48. 加盟国は、その国内法及び慣行に従い、自国の管轄における不正な旅券、偽造旅券、盗難旅券、紛失旅券又は渡航文書に関連する自国のデータベースの情報を民間部門と共有し、記載されている関係者が信用のおける又は不正な渡航文書を得るために偽名を使用していることが判明した場合、これに関する情報を委員会に提供することを奨励する。
49. 委員会が、そのガイドラインに従って、個別事例ごとに、特別な事情により検討のための追加的な時間を必要とすると決定しない限り、6か月以上の期間、委員会で検討中の状況にするべきではないことを確認する。
50. 指定要請国に対し、国内裁判所又はその他の法的な権限を有する機関が個別の事案を見直しているか否か、及び何らかの司法手続きが開始されたか否かについて、モニタリング・チームに通知し記載に関する標準書式を提出する場合にその他の関連する情報を含めることを奨励する。
51. 委員会に対し、モニタリング・チーム又は国連の専門機関を通じて、加盟国による要請に基づき、措置の実施を強化するためのキャパシティ・ビルディング支援を促進することを要請する。

調整及びアウトリーチ

52. 委員会、テロ対策委員会(CTC)及び決議第1540号(2004年)に従って設置された委員会並びに、それらの各専門家グループの間における継続した協力(必要に応じて、

強化された情報共有、それらの個別の任務の範囲内での各国訪問、技術支援の促進及び監視、国際及び地域の機関との関係並びに、3つの機関に関連するその他の問題に関する調整を含む)を強化する必要性を繰り返し述べ、これら委員会の取組をより調整し、協力をより促進するために共通の関心分野につき、これらの委員会にガイダンスを提供する意図を表明し、事務総長に対し、諸グループができる限り速やかに同じ場所に配置されるよう必要な調整を行うことを要請する。

53. モニタリング・チーム及び国連薬物犯罪事務所(UNODC)に対し、関連決議の義務を実施する取組みにおいて加盟国を支援するために、CTED及び1540委員会の専門家と協力して、共同活動(地域的及び準地域的なワークショップの計画を含む)を継続することを奨励する。
54. 委員会に対し、この決議及び決議第1267号(1999年)、第1333号(2000年)、第1390号(2002年)、第1455号(2003年)、第1526号(2004年)、第1617号(2005年)、第1735号(2006年)、第1822号(2008年)及び第1904号(2009年)を完全に遵守することを各国に奨励するため、上記1の規定において言及された措置の完全で効果的な実施を強化するために、適切な場所及び時期に、議長及び/又は委員会のメンバーによる選ばれた国への訪問を検討することを要請する。
55. 委員会に対し、議長を通じて、少なくとも180日ごとに、委員会及びモニタリング・チームの全体的な活動の状況に関して、適当な場合には、CTC議長及び決議第1540号(2004年)に従って設置された委員会による報告とともに、理事会に口頭で報告することを要請し、さらに議長に対し、すべての利害関係国に対して定期的なブリーフィングを行うことを要請する。

モニタリング・チーム

56. 委員会に対してその任務の遂行を支援するため、また、オンブズパーソンを支援するために、付属書 I に記載された責任を有する委員会の下で、決議第1526号(2004年)の7の規定に従って設置されたニューヨークを拠点とする現行のモニタリング・チーム及びそのメンバーの任務を更に18か月間延長すること、及び事務総長に対し、このために必要な調整を行うことを要請することを決定する。
57. モニタリング・チームに対し、決議第1452号(2002年)に従って認められる免除に関する委員会の手続きを見直すこと、及び委員会が免除を認めるための手続きをいかに改善できるかに関して勧告を行うことを指示する。

58. モニタリング・チームに対し、この決議において課された措置の不遵守の事例を維持して委員会に対し提供していくことを指示し、さらに、モニタリング・チームに対し、不遵守への対応措置に関して、委員会に対し勧告を行うことを指示する。

見直し

59. 上記1の規定に規定された措置を、18か月以内に、必要な場合はそれより早い時期に、可能な限り更なる強化を目的として、見直すことを決定する。

60. この問題に引き続き十分積極的に検討することを決定する。

(了)